

新しいごみ処理施設の整備について（市民説明会資料）

北茨城市

● 新しいごみ処理施設の必要性

（現状）

- 北茨城市清掃センターは、建設後39年を経過した古い施設です。
- 「東日本大震災」が発生し、膨大な量の廃棄物を老朽化した施設で短期間に処理を行い、施設にさらに負担をかけることになりました。
- 平成26年度には専門家などで構成する「環境施設等整備検討審議会」から「清掃センター更新」の回答が出されています。
- 市民生活と直結した施設であり、年間約1億円以上の修繕費を費やし、施設の延命を行っています。
- 建設にあたっては、人口規模の面から国の交付金が対象となりません。
- 高萩市は、茨城県44市町村の中で、唯一、自市で「ごみの処理施設（焼却施設）」を持たず民間処理業者に委託している状況が続いています。

● 高萩市・北茨城市で一緒に新しい「清掃センター」をつくる目的

- ① 循環型交付金の人口要件(人口5万人以上)を満たすことができる。
- ② 津波浸水地域により、復興交付税も対象となり、市民負担が少ない
※①、②で最大97.5%が国からの補助となる
- ③ 施設建設費の削減
- ④ 廃棄物の適正かつ安定的な処理
- ⑤ 環境への配慮、リサイクルの推進

□ 施設の規模

ごみ焼却施設（エネルギー回収施設）

処理能力 最大 85トン/日（最大42.5トン/日×2炉）

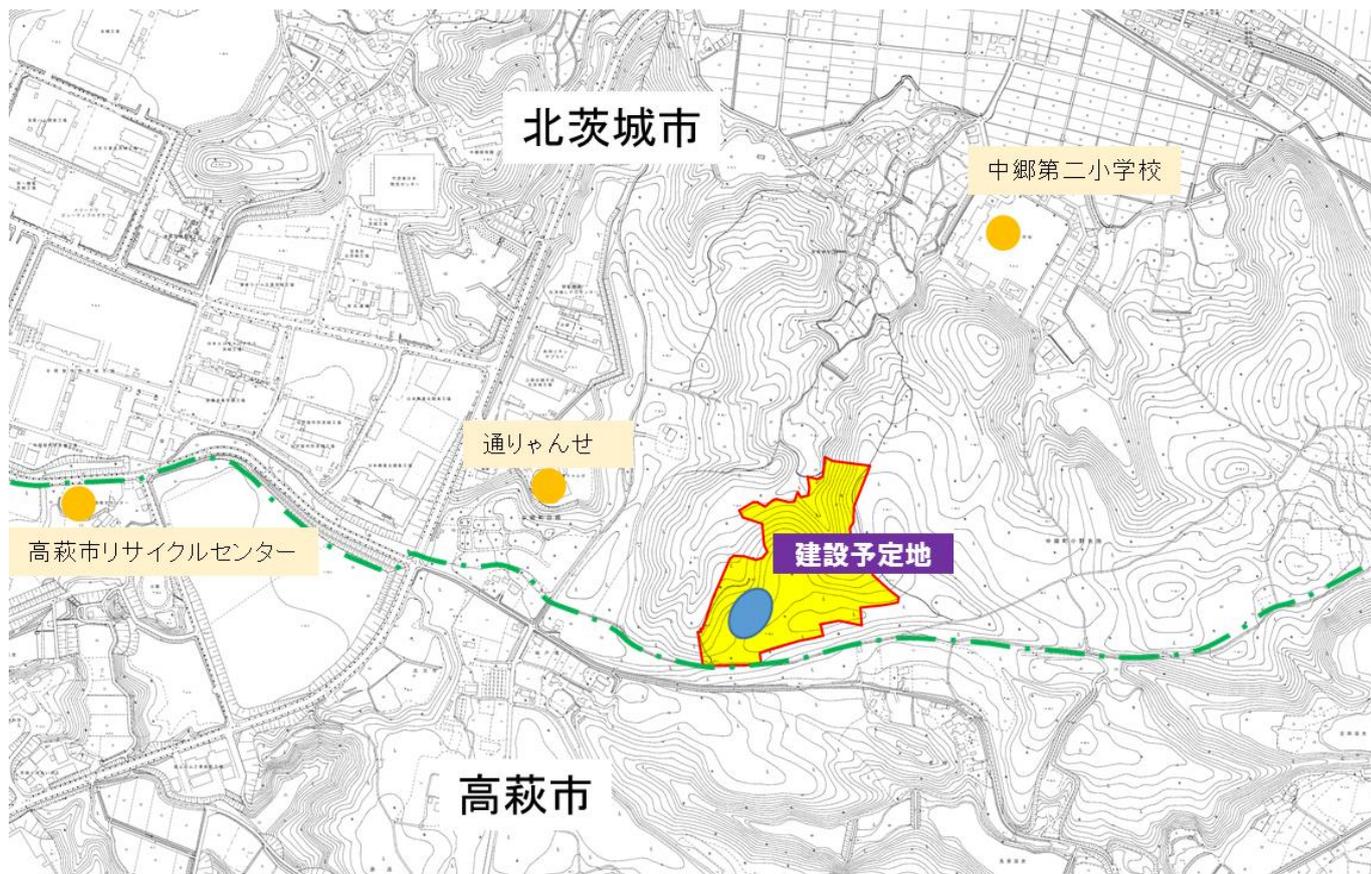
※不燃物・粗大ごみ処理施設（破砕機）併設

□ 主な排出基準

項目	国の基準	市の目指す自主規制値	北茨城市清掃センター測定結果 (H29)
ばいじん (g/m ³)	0.15 (0.08)	0.02	最大 0.017
窒素酸化物 (ppm)	250	50	最大 74
塩化水素 (ppm)	430	25	最大 23
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³)	5 (1)	0.1	最大 0.025
水銀 (μg/m ³)	30	—	1 以下

※国の基準は、大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法の排出基準であり、()は85トン/日×1炉の場合の基準値を記載。
市の目指す自主規制値は、基本計画・設計で決定します。

□ 建設予定地



□ 場所の選定理由

- ・ ごみの収集運搬にあたり、両市の中心（市境付近）にあること
- ・ 防災上の危険性が少ないこと（浸水や土砂災害等の指定がない）
- ・ 一定程度のまとまった土地が早期に確保出来ること



（イメージ：武蔵野クリーンセンター）

新しいごみ処理施設についての問い合わせは
北茨城市生活環境課清掃センター建設準備室
(TEL43-1111 内線 371・372)